

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

- 目次
- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
 - 2 埋立した廃棄物の種類及び量
 - 3 最終処分場維持管理状況
 - 4 最終処分場残余容量の測定
 - 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
家 庭 資 源 ご み	可 燃 ご み ①	収集ごみ	66,430	68,450	69,020	74,160	79,550	77,960	74,150	61,180	67,970	66,250	57,540	66,130	828,790	
		搬入ごみ	17,320	23,580	19,880	14,630	18,830	15,570	19,850	14,240	14,140	14,140	7,880	8,390	12,370	186,680
		小 計	83,750	92,030	88,900	88,790	98,380	93,530	94,000	75,420	82,110	74,130	65,930	78,500	1,015,470	
	不 燃 ご み ②	収集ごみ	6,020	6,290	5,920	5,150	5,660	5,150	6,140	5,860	5,920	4,630	3,850	5,440	66,030	
		搬入ごみ	15,140	24,900	12,870	11,750	14,960	11,750	16,060	12,730	9,150	4,900	3,680	16,190	154,080	
		小 計	21,160	31,190	18,790	16,900	20,620	16,900	22,200	18,590	15,070	9,530	7,530	21,630	220,110	
	粗大ごみ③		190	570	650	230	880	230	1,100	880	690	130	860	300	6,710	
	古 紙 類 ④	ダンボール	23,900	24,180	13,940	28,560	16,140	36,280	22,120	10,910	21,880	24,390	13,920	32,000	268,220	
		新 聞	8,020	0	7,680	6,280	6,100	0	5,280	0	7,330	0	7,170	0	47,860	
		雑 誌	11,540	5,940	5,640	5,660	4,980	4,600	4,290	5,170	6,750	4,820	0	7,050	66,440	
		紙パック	314	0	0	0	0	394	0	0	0	330	0	0	1,038	
		小 計	43,774	30,120	27,260	40,500	27,220	41,274	31,690	16,080	35,960	29,540	21,090	39,050	383,558	
		ガラス類⑤	無色びん	0	0	0	0	0	0	11,920	0	0	0	0	0	11,920
			茶色びん	0	0	0	11,740	0	0	0	0	0	0	12,750	0	24,490
			その他びん	0	10,750	0	0	0	0	0	0	0	0	11,480	0	22,230
		小 計	0	10,750	0	11,740	0	0	11,920	0	0	0	24,230	0	58,640	
		金 属 類 ⑥	スチール缶	0	0	0	1,890	0	0	1,260	0	0	0	1,440	520	5,110
アルミ缶	0		0	0	5,340	0	0	5,380	0	0	0	6,120	2,240	19,080		
金属スクラップ	4,420		8,468	8,180	4,500	8,580	3,660	11,990	4,440	4,480	3,700	0	4,098	66,516		
小 計	4,420	8,468	8,180	11,730	8,580	3,660	18,630	4,440	4,480	3,700	7,560	6,858	90,706			
プ ラ ス チ ッ ク 類 ⑦	ペットボトル	0	0	6,690	0	6,960	0	6,860	0	0	6,650	0	0	27,160		
	発泡スチロール	0	0	0	0	392	0	0	0	0	382	0	0	774		
	その他	1,780	7,020	1,710	7,010	3,480	3,440	3,400	5,020	3,300	4,750	4,660	3,170	48,740		
	小 計	1,780	7,020	8,400	7,010	10,832	3,440	10,260	5,020	3,300	11,782	4,660	3,170	76,674		
布 類 ⑧	使用済小型家電⑨	0	0	0	0	0	3,547	0	0	0	0	3,125	0	6,672		
	有害ごみ⑩	乾電池	0	0	0	0	0	0	0	0	1,030	0	0	1,030		
		蛍光管	0	0	0	0	0	0	0	0	3,260	0	0	3,260		
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,290	0	0	4,290	
	計 (④～⑩) ⑪		50,252	56,358	44,027	71,166	46,632	52,076	72,717	25,540	43,740	49,577	60,665	49,078	621,828	
合計 (①+②+③+⑪) ⑫		155,352	180,148	152,367	177,086	166,512	162,736	190,017	120,430	141,610	133,367	134,985	149,508	1,864,118		
累 計		155,352	335,500	487,867	664,953	831,465	994,201	1,184,218	1,304,648	1,446,258	1,579,625	1,714,610	1,864,118			
事 業 系 ご み	可 燃 ご み	55,850	62,030	65,900	72,090	68,780	62,060	65,440	48,040	48,850	49,160	48,690	53,390	700,280		
	不 燃 ご み	21,720	21,120	11,690	7,990	10,130	20,580	27,010	15,450	8,830	2,170	4,520	4,460	155,670		
	合 計 ⑬	77,570	83,150	77,590	80,080	78,910	82,640	92,450	63,490	57,680	51,330	53,210	57,850	855,950		
	累 計	77,570	160,720	238,310	318,390	397,300	479,940	572,390	635,880	693,560	744,890	798,100	855,950			
総 合 計 (⑫+⑬)		232,922	263,298	229,957	257,166	245,422	245,376	282,467	183,920	199,290	184,697	188,195	207,358	2,720,068		
累 計		232,922	496,220	726,177	983,343	1,228,765	1,474,141	1,756,608	1,940,528	2,139,818	2,324,515	2,512,710	2,720,068			

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
不燃ごみ	21,170	36,910	13,850	12,520	14,200	28,170	21,370	18,230	15,640	3,020	9,630	15,900	210,610

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維 持 管 理 の 状 況		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日	2月27日	3月31日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日	2月27日	3月31日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日	2月27日	3月31日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日	2月27日	3月31日	第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日	2月27日	3月31日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維 持 管 理 の 状 況	点 検 頻 度	測 定 年 月 日	埋 立 容 量	埋 立 済 容 量	残 余 容 量	関 係 法 令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	24,965	30,035	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日	2月4日	3月4日
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日	2月13日	3月13日
塩化物イオン	5	5	6	6	4	4	4	5	4	5	6	4
電気伝導率	9.2	8.2	8.7	8.7	8.4	8.4	8.2	8.1	8.3	8.5	8.5	8.2
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	11月28日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	ND(<0.1)	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.30	0.53	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容

(2) 地下水観測井(上流)

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日	2月4日	3月4日
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日	2月13日	3月13日
塩化物イオン	5	5	6	5	4	6	6	6	6	5	6	6
電気伝導率	8.5	8.3	8.5	8.3	8.3	8.3	8.6	8.6	8.5	8.5	8.6	8.3
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	11月28日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	ND(<0.1)	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.240	0.180	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日	2月4日	3月4日
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日	2月13日	3月13日
水素イオン濃度（水素指数）	7.7	7.9	7.9	7.9	8.1	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8	8.0	8
生物化学的酸素要求量	< 0.5	1.1	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	5.6	6.0	6.2	6.1	6.7	7.2	7.1	5.4	6.7	7.6	7.0	7.1
浮遊物質	1	1	1	< 1	1	2	1	< 1	< 1	2	1	2.0
窒素含有量	4.4	3.5	4.0	4.1	4.0	4.2	3.8	1.4	3.6	3.6	3.6	3.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	6月5日	11月28日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒（ひ）素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	1.2	0.89
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.35	0.24	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4.8	0.8			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内 容	項 目	内 容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.0001	0.00020	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容